

令和 6 年度勝山市立荒土小学校  
いじめ防止基本方針

## いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、勇気をもって行動できる児童を育てることに全力を挙げます。

(2) 本校は、

- ①いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること。
- ②すべての児童がどんなことがあってもいじめを行わないこと。
- ③いじめを認識しながらこれを放置しないこと。

を徹底します。

(3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策と、重大事態への的確な対処に全力で取り組みます。

### 2 いじめの定義と判断

- ①「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- ②学校にいる間だけでなく、メールやSNS等を用いたいじめは、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### 3 いじめの防止等のための具体的取組み

#### (1) 多様性を尊重する教育

##### ○ポジティブ教育

どんな状況においても、よりよい社会と幸福な人生を自ら創ることができるよう、自尊感情・自己有用感を育てます。前向きな声かけ、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

##### ○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解、また、相手のことを考えた言葉づかいの習慣化を図り、自分だけでなく、他の人の大きさも認めることができる態度を育てます。

##### ○社会性を育成する豊かな体験活動の推進

ペア活動、グループ活動、異学年交流、児童会・クラブ活動、ボランティア活動、宿

泊体験活動等、児童が人と触れ合い、人間関係を作る場を意図的・計画的に設定し、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○デジタル・シティズンシップ教育の推進

デジタル技術を使用して学習、創造し、責任をもって市民社会へ参加する能力を育てます。

## (2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等に関する取組を評価項目に位置付け

保護者アンケート「学校は、いじめのない環境づくりに取り組んでいると思いますか」

児童アンケート「学校ではいじめがなく仲良く過ごせていますか」

教職員評価「気がかりな児童について職員会議で共通理解をはかることができた」

「管理職と担任が一体となっていじめ問題や保護者の相談に対応できた」

○学校運営協議会の活用

いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

## (3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○教育相談の充実

児童の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるように支援します。

○配慮が必要な児童に対しての支援

特に配慮が必要な児童に対して、日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連絡、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○SOSの出し方に関する教育

いじめられていると感じたときなど危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

#### (4) いじめの早期発見

##### ○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、児童の言動に注意し、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

##### ○学校生活アンケートの活用

児童が日々の生活を振り返るための学校生活アンケート（いじめ自己チェックを含めたもの）を定期的に行い、それを学級担任・生徒指導主事・教育相談担当・全教職員が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

##### ○教育相談体制の充実

学校生活アンケート結果をもとに、学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

##### ○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、児童の家庭内での様子やネット利用等、情報交換を密にするとともに地域の関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

#### (5) いじめの事案対処

##### ○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込みます、速やかに「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、情報を共有するとともに、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

##### ○被害・加害児童への対応

いじめを受けたり、報告したりした児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

##### ○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

#### (6) いじめの解消

##### ○いじめの解消については、次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ②被害児童本人及びその保護者に対し面談等により確認し、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること

#### (7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処をします。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。

- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

#### 4 いじめの防止等のための組織

##### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員)

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、担任  
(活動内容)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

##### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

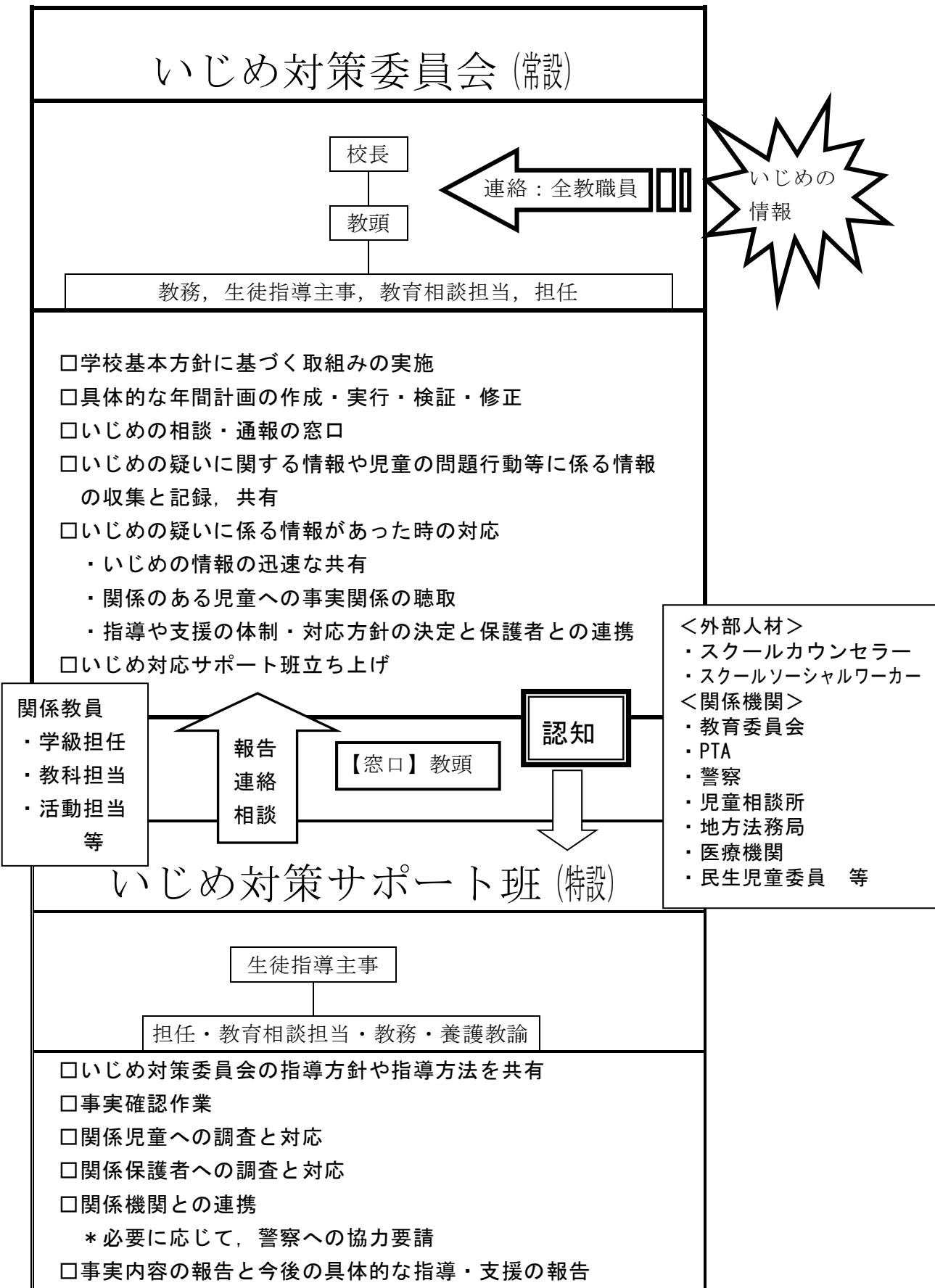
(構成員)

生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭  
(活動内容)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所等との連携

### (3) 組織図

勝山市立荒土小学校



## 【いじめ対策の年間行動計画】

その1 [4月～9月]

勝山市立荒土小学校

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 * 基本方針確認 * 年間計画策定  職員会議 * 基本方針や年間計画の共通理解				縦割り班スタート * 自主的活動 * 絆づくり		
5月	校内研修 * 道徳教育や人権教育等の計画等を作成 * デジタル・シティズンシップ研修 いじめ対策委員会 * 定期的に状況把握 * 基本方針公表			土っ子ふるさと運動会 * 縦割り班による協働			
6月	教育相談 * 学校生活アンケート結果をもとに、担任が児童と個別面談  いじめ対策委員会 * 定期的に状況把握 授業研究 * 児童が存在感を保てるような学習環境づくり			学校生活アンケート (含4観点による取組評価アンケート)		4年 研究授業	
7月	いじめ対策委員会 * 定期的に状況把握 保護者会 * 学校生活アンケートをもとに、担任が保護者と個別面談						
8月	いじめ対策委員会 * 意識調査の分析をもとにした振り返り * 2学期に向けて 家庭訪問 * 地域での活動の様子を把握			家庭訪問			
9月	職員会議 * 2学期の取組の共通理解 いじめ対策委員会 * 定期的に状況把握						

## その2 [10月～3月]

## 勝山市立荒土小学校

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	いじめ対策委員会 *定期的に状況把握 授業研究 *児童一人ひとりが居場所づくりを保てるような学習環境づくり *デジタル・シティズンシップ研修	1～5年 合同遠足、低・中学年の絆づくり					6年 修学旅行
11 月	いじめ対策委員会 *学校生活アンケート結果をもとに状況把握 教育相談 *学校生活アンケート結果をもとに、担任が児童と個別面談 *デジタル・シティズンシップ研修	1年 研究授業					学校生活アンケート (含4観点による取組評価アンケート)
12 月	いじめ対策委員会 *意識調査・学校評価の分析をもとにした振り返り *3学期に向けて 教育相談（保護者会にて） *学校生活アンケート結果をもとに、担任が保護者と個別面談						人権週間の取り組み
1月	職員会議 *3学期の取組の共通理解 いじめ対策委員会 *定期的に状況把握 保護者アンケート（12月実施） の結果等を公表						
2月	いじめ対策委員会 *定期的に状況把握 教育相談 *担任が児童と個別面談 教育相談（希望による） *担任が保護者と個別面談	1年 新入生体験					6年 中学校 体験
3月	いじめ対策委員会						6年生を送る会 *存在感確認 *絆づくり

<ul style="list-style-type: none"><li>* 今年度の振り返り</li><li>* 次年度の計画案づくり</li></ul> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"><li>* 課題の把握</li><li>* 次年度の計画案づくり</li></ul>	<p>学校生活アンケート (含 4 観点による取組評価アンケート)</p>
--	---